

第15回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成22年11月4日（木）午後1時30分から午後4時30分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室

3 出席者

(1) 委員

内田和朗委員，金沢和憲委員，久津見律子委員，佐茂剛委員，三田恵美子委員，長門栄吉委員長，橋脇典子委員，前田宏美委員，松田千鶴子委員，山岸俊一委員（五十音順，以上10人出席）

(2) ゲストスピーカー

西田真人（湖南学院首席専門官），坂岡嘉代子（和太鼓「はぐるまの家」代表）

(3) 事務担当者等

寺川事務局長，西首席家裁調査官，佐々木首席書記官，市村次席家裁調査官，田中総務課長，長谷川総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 少年院における少年教育の状況について

(3) 補導委託先における少年とのかかわりの実情

(4) 意見交換

(5) 第三期裁判所委員会についてのアンケートについて

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

(1) 次回開催期日 未定

(2) 意見交換のテーマ 家事調停について

意見交換の要旨

(○：委員，◎：委員長，□：事務担当者)

1 少年院及び補導委託について

○： 補導委託も少年院も家庭を離れて更生に向けて指導を受けることは同じでしょうが，補導委託では，少年院に行かなくても更生が図れる点が良いと思います。家庭裁判所は，どのような場合に，少年院送致ではなく，補導委託の決定をするのでしょうか。

○： 罪の軽重だけでなく，少年の更生意欲はもちろん，家族・学校・雇い主等少年を取り巻く環境等の諸要素を総合的に考慮して判断しています。

○： 家庭裁判所では，補導委託に付する場合，少年に対し，目的意識を持たせていますか。

□： 補導委託に付する場合も，少年院に送致する場合も，審判の中で，少年に対し，どうしてそこに行かなければならないのか，そこで何をするのか等の話をし，少年が自ら目的意識を持てるように動機付けをしています。

□： 5，6か月の補導委託期間中，担当の家裁調査官が，少なくとも月に一度は補導委託先に出向いたり，受託者と電話で連絡を取り合い，少年の状況を絶えず把握するようにしています。補導委託中に問題行動があった場合は，まず担当の家裁調査官が出向いて行って指導しますが，中間審判を開いて，裁判官から説諭や訓戒をすることもあります。

中間審判を開くのは，無断外泊したような場合です。

中間審判では，補導委託の目的を再認識させ，気持ちの緩みを引き締めることを主眼とすることが多いのですが，時には少年を励ますために実施する場合もあります。

◎： 検察官は，補導委託中の少年の変化をどのように受け取っていますか。

○： 検察庁では，少年の非行歴や捜査等から得られた事情を総合的に考慮し，少年の処遇意見を付して家庭裁判所に送致しています。家庭裁判所に送致した後の少年の変化については特に把握していませんが，本日補導委託先の受

託者から直接お話を聞いて実情がよくわかりました。

○： 受託者は、預かった少年に対し、どのような指導をしているのでしょうか。また、受託者としての指導はだれにでもできるようなことなのでしょうか。

□： 受託者の指導は、普通のしつけの延長線上のものです。受託者は、少年がちゃんと寝ているか、生活やお金の使い方に乱れがないか等、生活全般にわたって注意深く観察しています。ときには見守り、ときには叱りますが、指導するときには少年が理解しやすいように工夫して話をしています。

2 補導委託先の開拓について

□： 補導委託の活用にあたっては、少年と補導委託先の相性が重要であると考えています。近年、住込み型の補導委託先は減少しており、職業補導をする通所型も増えていません。少年に合ったところに補導委託をするためには、補導委託先は、地域も種類も多いほどよいので、新規に開拓する必要があります。少年は人の役に立って社会的に認められた経験が少ないので、立ち直りのためには、自分も社会の一員である、一員であっていいんだという実感を抱けるような経験をさせることが大切です。そのために補導委託先が有用なのです。

○： 家庭裁判所は、どのような方法で補導委託先を開拓しているのですか。

□： 調停委員や職員に声をかけをしたり、企業を訪ね歩いてお願いする等様々な機会を利用し、かつ、小さなきっかけも大切にして、探していますが、活動の範囲は限られてしまいます。

○： 補導委託のことをマスコミの協力を得て積極的にPRしていくのはどうでしょうか。また、補導委託先を募集するなどの働きかけをしてはどうでしょうか。これらのPRや働きかけは、家庭裁判所が行っている取組みの理解にも繋がると思います。

○： 個人の事業主だと、従業員も少人数なので、6か月もの期間少年を引き受けるのは大変だと思います。チームでサポートしながら少年を引き受け

るのであれば、引き受ける側としても心強いのではないのでしょうか。

- ： かつては、少年を引き受けてくれる篤志家でしたが、今は6か月も住込みで面倒をみてくれる補導委託先はもちろんのこと、短期間の職業補導に限定した補導委託先もなかなかみつかりません。少年の多くは働いた経験がないことから、福井家庭裁判所では、働く経験をさせることが大切であると考え、職業補導に限定した通所型の補導委託先の開拓に取り組んでいます。新たにパン工房を持っている施設を開拓したほか、女子少年用に花屋さんを探しています。
- ： 補導委託を受けている経験者の声を社会に発信する方法を検討されてはどうかと思います。

以 上